

## 中小企業子育て支援助成金制度が改正されました！

～平成22年4月1日付け改正のポイント～

### 1. 支給申請窓口が変わりました。

申請窓口が、財団法人21世紀職業財団地方事務所から、都道府県労働局雇用均等室へ変更になりました。

中小企業子育て支援助成金のご申請は全て静岡労働局雇用均等室へご提出願います。

〒420 - 8693

静岡市葵区追手町9番50 静岡地方合同庁舎5階 TEL 054(252)5310

### 2. 短時間勤務制度の利用者が出た事業主に対する助成が廃止されました。

中小企業子育て支援助成金のうち、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成が廃止になりました。

ただし、短時間勤務利用開始後6ヶ月経過日が平成22年3月31日以前の場合は、これまで通り支給されます。

なお、(財)21世紀職業財団で取り扱う「両立支援レベルアップ助成金」のうちの「短時間勤務支援コース」に、中小企業子育て支援助成金の短時間勤務制度部分の助成が統合されます。

### 3. 支給要件が変わりました。

#### 育児休業終了後の継続雇用要件が変更されました。

中小企業子育て支援助成金のうち、育児休業制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成は、当該被保険者を育児休業終了後1年以上(これまでは6ヶ月)継続して雇用した場合に支給することとなりました。また、出勤すべき日の5割以上は出勤していることが必要となります。

ただし、平成22年5月1日前に育児休業を終了した被保険者にあっては、6ヶ月以上継続して雇用した場合に支給します。

## **育児休業期間中の休業日数に基準が設けられました。**

労使が合意の上で、休業期間中に出勤する日が生じた場合でも、1か月あたり週休日を含め20日以上休業している必要があります。

**育児休業制度にかかる労働協約あるいは就業規則は、改正育児・介護休業法に沿った内容で規定されている必要があります。**

平成22年6月30日以降に支給申請する場合は、従来の労働協約あるいは就業規則と、改正育児・介護休業法に沿った労働協約あるいは就業規則の両方を添付してください。

**育児休業申出に対し、事業主が通知した育児休業取扱通知書が必要です。**

平成22年6月30日以降に育児休業を開始した場合は、育児休業申出を受けた旨、育児休業開始予定日及び終了予定日を労働者に通知しなければなりませんので、平成22年6月30日以降に支給申請する場合は、育児休業取扱通知書(様式自体の名称は問いません)を添付してください。

### ～ 中小企業子育て支援助成金とは～

常用労働者100人以下の企業において、育児休業取得者が平成18年4月1日以降初めて生じた事業主に支給します。(育児休業に係る労働協約や就業規則の規定を整備するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、公表・周知をして都道府県労働局に届け出を行う等、一定の要件を満たす必要があります。)

支給額：育児休業取得者が平成24年3月31日までにでた場合に5人目まで支給。

1人目：100万、2人目～5人目：80万